

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 嬭恋村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	助成	お試し滞在補助金	嬭恋村内への移住を目的として住居(空き家等)および仕事を探し、または暮らしを体験する等の活動を行うため滞在する方々に対し、滞在費の一部を補助します。	・群馬県外にお住まいの方 ・嬭恋村内の宿泊施設に宿泊する方 ・滞在中に移住相談を実施する方 ・転勤・婚姻等による転入予定者でない方 ・親族が嬭恋村内に住所を有していない方(2親等以内)	1人当り上限4,000円(基本宿泊料金の1/2以内) ・中学生以上4,000円 ・小学生以下2,000円			随時	予算の範囲	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/100000000521/index.html	・1世帯当り同一年度内の利用は3回以内 ・初回の申請の日から起算して2年間を限度
空き家の活用支援事業	助成	嬭恋村空き家・空き地バンク購入補助金	嬭恋村空き家・空き地バンクから物件を購入して定住する者に対し、補助金を交付します。	居住を開始した日から5年以上継続して居住する意思がある方で、以下のいずれかに当てはまる方。 (1) 本村の住民基本台帳に登録され、かつ、補助金の申請時に夫婦の年齢の合計が90歳未満であること。 (2) 補助対象者(同居する家族がある場合はその世帯員全員)が、直近5年以上継続して嬭恋村の区域内に居住していない世帯。 (3) 一人親家庭で親の年齢が45歳未満、子の年齢が18歳未満の2人以上の世帯員からなる家庭であること。	補助率: 1/10以内 上限額: 500,000円			随時	予算の範囲	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/1681802252018/index.html	購入前の認定申請が必要
放置別荘解体費補助金	助成	嬭恋村放置別荘解体費補助金	別荘地等の良好な環境や景観を維持するため、放置されている老朽化した建築物を解体又は撤去した場合補助が受けられます。	放置別荘の解体又は撤去した場合	1㎡当たり5,000円150,000円を限度額			工事着工前	予算の範囲内	観光商工課	0279-82-1293	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/100000000241/index.html	